

# 国立大学法人東京外国語大学多言語 多文化共生センター規程

平成 31 年 4 月 23 日  
多言語多文化共生センター規則第 1 号

改正 令和 2 年 9 月 29 日多言語多文化共生センター規則第 1 号  
令和 6 年 3 月 26 日規則第 71 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、多言語多文化共生センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の多言語多文化共生に関わる教育、研究並びに社会貢献事業を推進し、多言語多文化共生人材の養成とその活用を図り、以てその成果を社会に還元することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、前条の目的を遂行するために次の業務を行う。

- (1) 多言語多文化共生教育の推進に関すること。
- (2) 多言語多文化共生研究の推進に関すること。
- (3) 多様な組織・機関との連携協働の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 部門員
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、本学の副学長または専任教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、第 3 条に掲げるセンターの所掌事項を掌理する。

3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることができない。

(部門)

第 6 条 センターに、第 2 条の目的を遂行するため、次の部門を置く。

- (1) 多言語多文化共生教育部門
- (2) 多言語多文化共生研究部門
- (3) 多言語多文化共生社会貢献部門

(部門長)

第 7 条 部門長は、学長が本学の専任教員のうちから指名する者をもって充てる。

2 センター長に事故あるときは、部門長の合議によって職務を代行する者を決定する。

3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

(部門員)

第8条 部門員は、第3条に掲げる業務を遂行するため、各部門長が指名する。

2 部門員は、センターの業務を遂行する。

3 部門員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター運営会議)

第9条 センターに、センター業務の企画・運営するため、センター運営会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 部門長

(3) その他センター長が指名する者

3 センター長は、センター会議を主宰する。

4 議長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 センター会議の決定事項等は、総合戦略会議において報告するものとする。

(センターの管理運営等)

第10条 次の各号に掲げる部門の運営にかかる事項は、センター会議に諮るものとする。

(1) 多言語多文化共生に関する教育、研究並びに社会貢献の方針・戦略に関する事項

(2) 各部門が所掌する重要事項

(3) その他部門の運営に関する必要な事項

(庶務)

第11条 センターに関する庶務は、関係課等の協力を得て、広報・社会連携課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター規程（平成18年3月28日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年9月29日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学多言語多文化共生センター規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。